

事 務 連 絡

平成 29 年 6 月 20 日

公益社団法人

全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室

「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」の発出について

平素から、環境行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、排出事業者が果たすべき責務や具体的に行う必要がある事項についてチェックリストを作成し、各都道府県・政令市廃棄物処理担当部（局）長に対し、別添のとおり通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴団体におかれましては、同通知の趣旨を十分御理解いただき、別添の「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」を活用して排出事業者責任が適切に果たされますよう会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室

電 話：03-5501-3157

F A X：03-3593-8264

E-mail：hairi-tekisei@env.go.jp